

第6期瑞浪市障害福祉計画 第2期瑞浪市障害児福祉計画



令和3（2021）年3月

瑞浪市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の対象.....	2
5 他計画との関連.....	3
6 第4次瑞浪市障害者計画の基本理念及び基本的視点.....	4
7 計画策定の方法.....	4
(1)障がい者をめぐる現況の整理.....	4
(2)計画の進捗評価.....	4
(3)瑞浪市障害者計画等推進委員会の設置.....	4
(4)パブリックコメントの実施.....	4
第2章 障がい者数の現状	5
1 瑞浪市の人口の推移.....	5
2 瑞浪市の障がい者数.....	6
(1)障害者手帳所持者数からみた動向.....	6
(2)医療費助成制度の対象者数からみた動向.....	10
(3)障害福祉サービス等利用決定状況からみた動向.....	11
(4)療育・保育・教育の状況からみた動向.....	12
第3章 前回計画の進捗状況	15
1 「第5期瑞浪市障害福祉計画」の進捗状況.....	15
(1)成果目標の進捗状況.....	15
(2)サービスの利用状況.....	18
2 「第1期瑞浪市障害児福祉計画」の進捗状況.....	24
(1)成果目標の進捗状況.....	24
(2)サービスの利用状況.....	26
第4章 第6期障害福祉計画	27
1 国の第6期障害福祉計画の基本指針の概要.....	27
2 成果目標.....	28
(1)福祉施設入所者の地域生活への移行.....	28
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	28
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	29
(4)福祉施設から一般就労への移行等.....	29
(5)相談支援体制の充実・強化等.....	30
(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築.....	30
3 指定障害福祉サービスの見込量と確保のための方策.....	31
(1)訪問系サービス.....	31
(2)日中活動系サービス.....	32
(3)居住系サービス.....	34
(4)計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援.....	35
4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策.....	36
(1)理解促進研修・啓発事業.....	36
(2)自発的活動支援事業.....	36
(3)相談支援事業.....	37
(4)成年後見制度利用支援事業.....	37
(5)成年後見制度法人後見支援事業.....	38
(6)意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業).....	38
(7)手話奉仕員養成研修事業.....	39
(8)日常生活用具給付等事業.....	39
(9)移動支援事業.....	40
(10)地域活動支援センター事業.....	40
(11)その他の事業.....	41

5 その他活動指標	42
(1)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	42
(2)相談支援体制の充実・強化のための取組	42
(3)障害福祉サービスの質を向上させるための取組	43
第5章 第2期障害児福祉計画	44
1 国の第2期障害児福祉計画の基本指針の概要	44
2 成果目標	45
3 障がい児支援の見込量と確保のための方策	46
(1)障害児通所支援等	46
(2)発達障がい者等に対する支援	48
(3)子ども・子育て支援事業	48
第6章 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）	49
1 制度の概要と背景	49
2 計画の目的	49
3 計画の目標	49
4 具体的な施策	49
(1)権利擁護支援が必要な人に対する早期支援	49
(2)中核機関の整備・運営	50
(3)協議会の整備・運営	50
(4)利用支援事業と市長申立	50
第7章 計画の推進体制	51
1 障害保健福祉圏域における連携	51
2 関係機関との連携	51
3 計画の進行管理	51
資料編	52
1 計画策定の経緯	52
2 瑞浪市障害者計画等推進委員会規則	53
3 瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿	54
4 用語解説	55

表記について

■「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字に対する否定的な意見を踏まえ、「第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画」（以下、「本計画」とする。）では、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の字が混在しています。

■用語解説について

「※」が付いている用語については、資料編の「用語解説」に解説を掲載しています。なお、複数出てくる場合には、最初に出てくる箇所に「※」を付けています。

■法令名称について

以下の法令については、略称で表記しています。

法令名等	略称
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

瑞浪市（以下、「本市」とする。）では、平成 30（2018）年 3 月に「第 4 次瑞浪市障害者計画」「第 5 期瑞浪市障害福祉計画・第 1 期瑞浪市障害児福祉計画」を策定し、計画的なサービスの提供、障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

これらの計画のうち、「第 5 期瑞浪市障害福祉計画・第 1 期瑞浪市障害児福祉計画」（以下、「前回計画」とする。）については令和 3（2021）年 3 月をもって計画期間が満了することから、前回計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で、新たな計画「第 6 期瑞浪市障害福祉計画・第 2 期瑞浪市障害児福祉計画」を策定します。

近年、障がい者を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。国は、障害者権利条約批准後初めての基本計画となる「第 4 次障害者基本計画」を平成 30（2018）年 3 月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。障がい者の法定雇用率の引き上げ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等が進み、障がい者の社会参加の機運が高まる一方、障がい者に対する差別や偏見は根強く存在し、日常生活上の不便さ・困難さを招く障壁となっています。障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互い的人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナウイルス感染症」とする。）の拡大は、様々な面で障がい者の生活にも大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

今回策定する障害福祉計画・障害児福祉計画は、今後の福祉サービスの提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や各サービスの必要量の見込みを定める計画です。策定にあたっては、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を目指す「第 4 次瑞浪市障害者計画」の基本理念との整合性を確保し、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

■国の動向（平成 30（2018）年以降）

年	主な動き
平成 30（2018）年	3月 「第4次障害者基本計画」策定 4月 改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」施行 6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
平成 31（2019）年	3月 「障害者文化芸術推進計画」策定
令和元（2019）年	6月 改正「障害者雇用促進法」施行 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和 2（2020）年	6月 改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

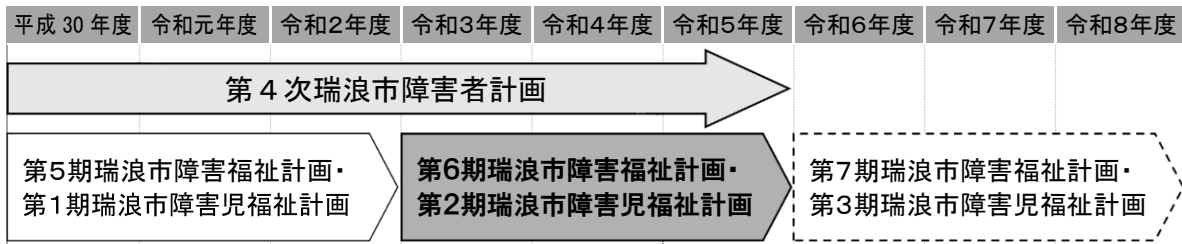
2 計画の位置づけ

第6期瑞浪市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画として、第2期瑞浪市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画として位置づけ、本市における福祉サービス等の必要量の見込みや提供体制の確保にかかる目標を定めます。

名称	第6期瑞浪市障害福祉計画	第2期瑞浪市障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
策定内容	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量、見込量確保のための方策を定める	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める

3 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画の対象

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者等を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

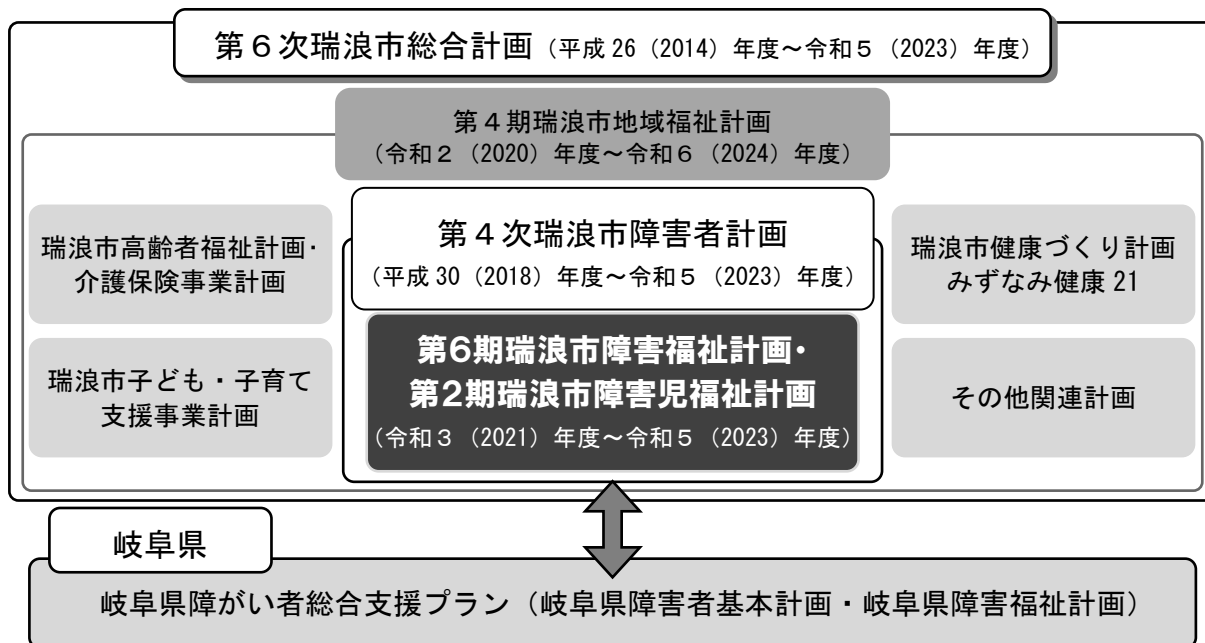
- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

5 他計画との関連

本計画は、国の障がい福祉にかかる法律や指針を踏まえて策定するとともに、岐阜県の「岐阜県障がい者総合支援プラン（岐阜県障害者基本計画・岐阜県障害福祉計画）」との整合性を図ります。

また、市の最上位計画である「第6次瑞浪市総合計画」や「第4期瑞浪市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

なお、「第4次瑞浪市障害者計画」は、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画であり、本計画と一体となって、本市の障がい者福祉施策を推進するものです。



6 第4次瑞浪市障害者計画の基本理念及び基本的視点

「第4次瑞浪市障害者計画」では、「第6次瑞浪市総合計画」の健康福祉分野で定める基本方針「みんなで支え合い健やかに暮らせるまち」に基づき、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を基本理念として掲げ、「地域での共生」、「差別の禁止」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障がいの特性に配慮したきめ細かい支援」の4つの基本的視点で本市の障がい福祉施策を進めています。

本計画は「第4次瑞浪市障害者計画」の期間内であることから、本計画においても「第4次瑞浪市障害者計画」の基本理念及び基本的視点を反映させ、施策を推進します。

7 計画策定の方法

(1) 障がい者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障がい福祉施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、本市における障がい者を取り巻く現況を把握・分析しました。

また、岐阜県が令和元（2019）年7月から12月にかけて実施した「第3期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査」の調査結果を活用し、東濃圏域※におけるニーズの動向を把握しました。

(2) 計画の進捗評価

「第4次瑞浪市障害者計画」に掲げる90項目の事業について、事業進捗評価シートを用いて関係各課等による自己評価を実施し、取り組み状況を点検・評価しました。

また、前回計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、サービス等見込量の設定と確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(3) 瑞浪市障害者計画等推進委員会の設置

本計画が、障がい者や関係者等の意見を反映した計画となるよう、「瑞浪市障害者計画等推進委員会」を設置し、内容に関して検討を重ねました。

(4) パブリックコメント※の実施

令和2（2020）年11月24日から12月23日にかけて、本計画の策定内容に関して広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

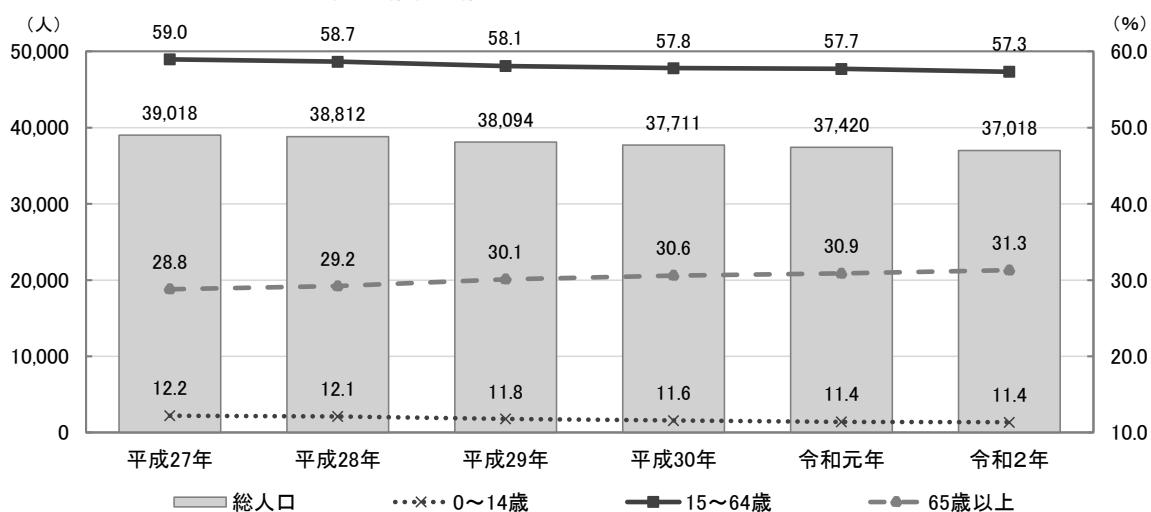
第2章 障がい者数の現状

1 瑞浪市の人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年で 37,018 人となっています。年齢3区分別でみると 65 歳以上人口の割合は年々上昇し、令和2（2020）年で 31.3%となっています。

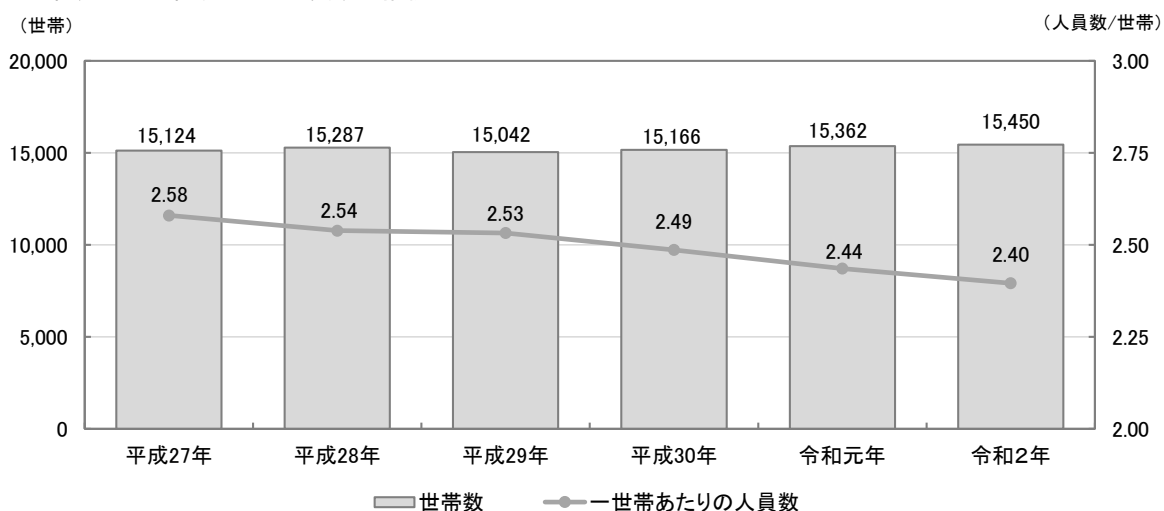
また、一世帯あたりの人員数も減少しており、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■世帯数と一世帯あたりの人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 瑞浪市の障がい者数

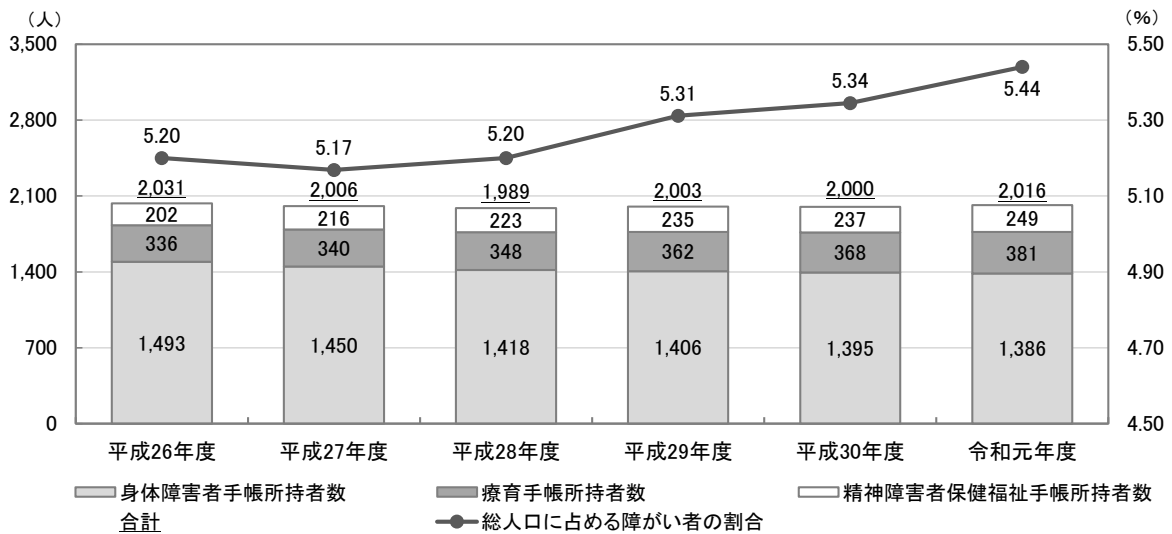
(1) 障害者手帳所持者数からみた動向

① 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数の推移は全体的に減少傾向にあります。療育※手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

また、総人口に占める障がい者の割合は微増傾向にあり、市内のおよそ 18 人に 1 人が手帳を所持している状況です。

■ 障害者手帳所持者数の推移



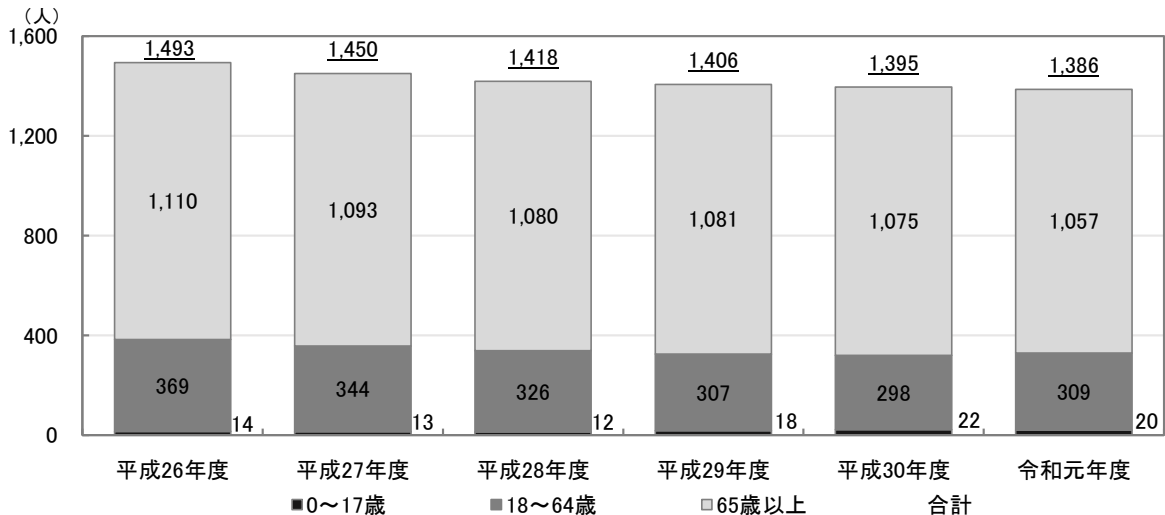
※ 複数の障害者手帳を所持している人がいるため、合計は実人数ではなく延べ人数である。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

② 身体障害者手帳

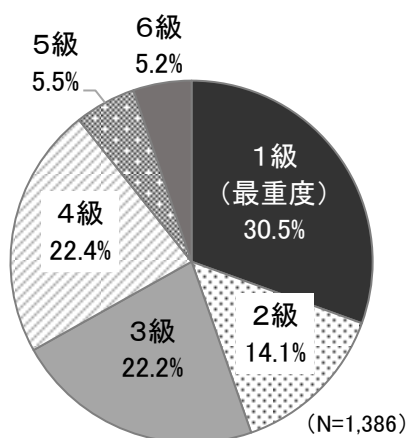
身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。年齢区別にみると、65 歳以上が多くなっています。等級別にみると、最重度である 1 級の占める割合が高くなっています。障がい種別にみると、肢体不自由と内部障がいの占める割合が高くなっています。

■ 年齢区分別・身体障害者手帳所持者数の推移



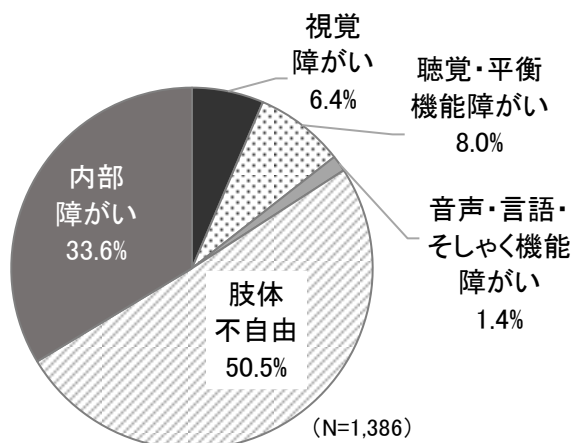
資料：社会福祉課（各年度末現在）

■等級別・身体障害者手帳所持者数の割合



資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

■障がい種別・身体障害者手帳所持者数の割合



資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

■等級別・身体障害者手帳所持者の推移

(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級(最重度)	428	424	425	435	433	423
2級	226	212	205	200	202	196
3級	371	347	339	313	311	308
4級	326	326	311	319	311	321
5級	71	69	71	71	70	76
6級	71	72	67	68	68	72
合計	1,493	1,450	1,418	1,406	1,395	1,386

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■障がい種別・身体障害者手帳所持者の推移

(人)

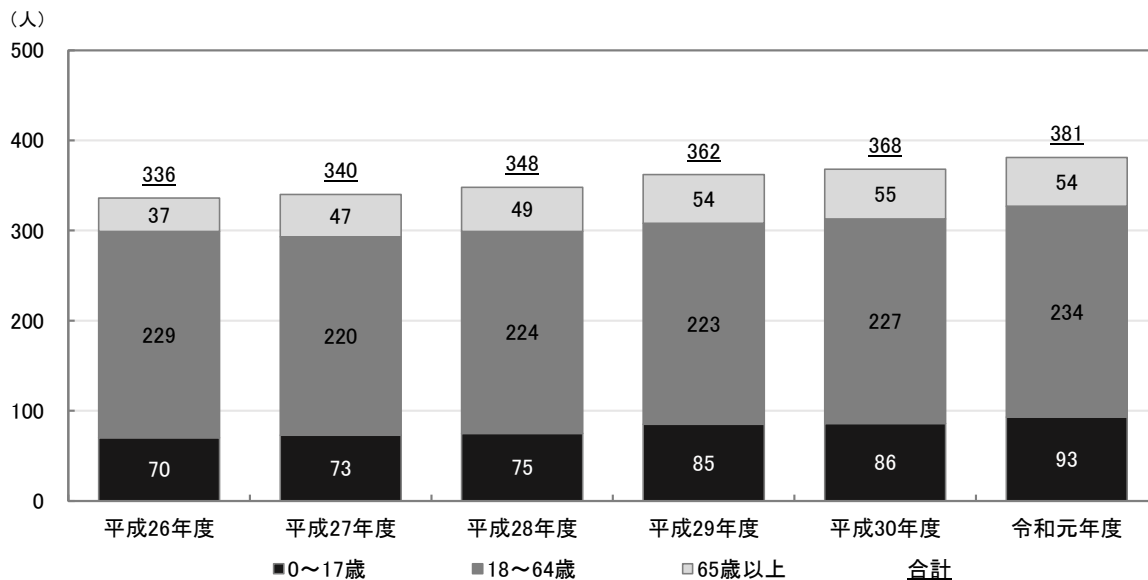
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
視覚障がい	88	83	83	81	81	89
聴覚・平衡機能障がい	115	116	109	104	107	111
音声・言語・そしゃく機能障がい	17	14	14	15	19	20
肢体不自由	805	773	754	745	718	700
内部障がい	468	464	458	461	470	466
合計	1,493	1,450	1,418	1,406	1,395	1,386

資料：社会福祉課（各年度末現在）

③ 療育手帳

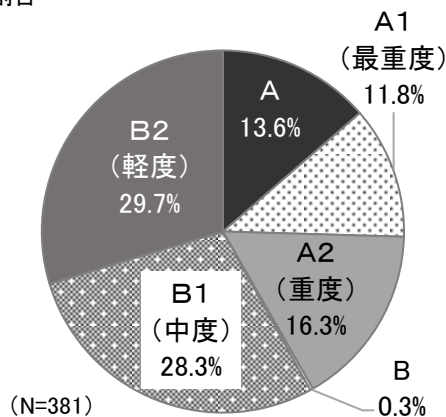
療育手帳所持者数は増加傾向にあります。年齢区別にみると、18～64歳が多くなっています。判定別にみると、B2、B1の軽度・中度の占める割合が高くなっています。

■年齢区分別・療育手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度末現在）

■判定別・療育手帳所持者数の割合



※A・B判定は、現在の判定では使用していない。

資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

■判定別・身体障害者手帳所持者の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A	55	54	53	54	53	52
A1(最重度)	44	45	43	44	45	45
A2(重度)	49	51	53	58	58	62
B	0	0	0	1	1	1
B1(中度)	109	110	112	108	106	108
B2(軽度)	79	80	87	97	105	113
合計	336	340	348	362	368	381

※A・B判定は、現在の判定では使用していない。

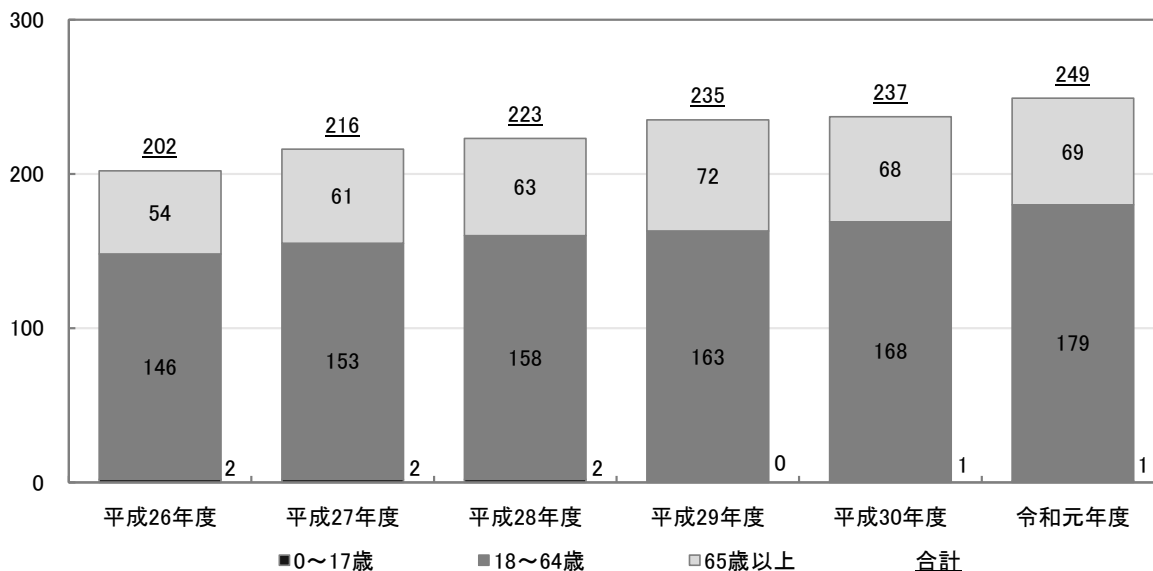
資料：社会福祉課（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。年齢区分別にみると、18～64歳が多くなっています。等級別にみると、2級の占める割合が高くなっています。

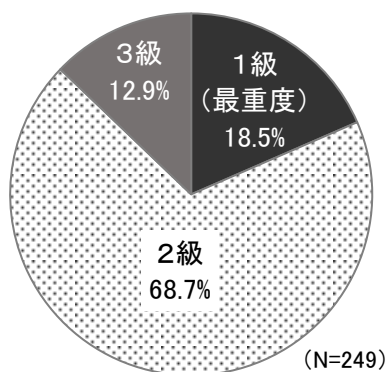
■年齢区分別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)



資料：社会福祉課（各年度末現在）

■等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合



資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

■等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級(最重度)	50	53	53	58	50	48
2級	128	137	142	150	156	171
3級	24	26	28	27	31	32
合計	202	216	223	235	237	249

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向

① 自立支援医療※（更生医療・育成医療・精神通院医療）

更生医療受給者、育成医療受給者ともに年度によって数値が増減しています。精神通院医療受給者は、増加傾向にあります。

■自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）受給者証交付者数の推移 (人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
更生医療	44	44	42	44	38	32
育成医療	14	9	5	8	13	4
精神通院医療	254	267	279	295	301	未公表

資料：更生医療…社会福祉課（各年度末現在）
 育成医療…社会福祉課（各年度末現在）
 精神通院医療…岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

② 福祉医療※費助成対象者

福祉医療費助成制度のうち、障がい者にかかるものとして重度心身障害者医療と精神障害者医療があります。ともに年度によって数値が増減していますが、精神障害者医療の助成対象者は増加傾向となっています。

- 重度心身障害者医療の対象者
 身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 精神障害者医療の対象者
 自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受けている人のうち、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人

■助成対象数の推移 (人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
重度心身障害者医療	1,649	1,612	1,607	1,597	1,614	1,621
精神障害者医療	157	153	182	196	186	181

資料：重度心身障害者医療…保険年金課（各年度末現在）
 精神障害者医療…社会福祉課（各年度末現在）

③ 難病等患者

医療費助成の対象となる指定難病※認定者数が平成29（2017）年度で減少しているのは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行に伴う激変緩和措置適用者の経過措置が終了したことによるものです。小児慢性特定疾病認定者数はほぼ横ばいとなっています。

■難病等患者数の推移 (人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
指定難病認定者	262	262	264	231	228	未公表
小児慢性特定疾病 認定者数	22	20	23	22	24	未公表

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

(3) 障害福祉サービス等利用決定状況からみた動向

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用決定者数の状況です。障がい者（18歳以上）、障がい児（18歳未満）ともに利用決定者数は増加傾向となっています。

■年齢別・障害福祉サービス等利用決定者数の推移

(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
障がい者(18歳以上)	211	216	228	217	230	251
障がい児(18歳未満)	91	108	110	115	111	114

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■障害支援区分別・障害福祉サービス利用決定者数の推移

(人)

平成 29 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合 計
障害支援区分	区分1	2	3	0	0	5
	区分2	5	10	8	0	23
	区分3	6	13	3	0	22
	区分4	3	22	2	0	27
	区分5	8	18	0	0	26
	区分6	14	33	0	0	47
	区分なし	14	22	30	1	67
総 数		52	121	43	1	217

平成 30 年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合 計
障害支援区分	区分1	1	2	0	0	3
	区分2	3	15	9	0	27
	区分3	4	13	4	0	21
	区分4	4	23	1	0	28
	区分5	5	19	0	0	24
	区分6	16	36	0	0	52
	区分なし	16	27	32	0	75
総 数		49	135	46	0	230

令和元年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合 計
障害支援区分	区分1	0	2	0	0	2
	区分2	3	14	11	0	28
	区分3	2	14	3	0	19
	区分4	4	18	1	0	23
	区分5	7	24	0	0	31
	区分6	17	37	0	0	54
	区分なし	20	29	45	0	94
総 数		53	138	60	0	251

資料：社会福祉課（各年度末現在）

※障害支援区分は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するにあたり、支援の必要度に応じた公平かつ適切なサービス利用を実現するために決定する区分で、支援の必要度が最も高いことを示すのが区分6。

※「区分なし」は就労移行支援や就労継続支援等の「訓練等給付」のみの利用者。居宅介護・生活介護等の「介護給付」を利用する場合は、この区分に応じて内容や支給量を決定するが、就労移行支援・就労継続支援等の「訓練等給付」はこの区分がなくても利用できる。

※障がい児は含んでいない。児童福祉法に基づく障害児通所給付は、区分がなくても利用でき、心身の状況等について調査を行い利用を決定する。

(4)療育・保育・教育の状況からみた動向

① 瑞浪市子ども発達支援センター

瑞浪市子ども発達支援センターの利用者数は、年度によって増減していますが、減少傾向にあります。令和元（2019）年度では、通所支援事業、相談支援事業・来所相談ともに74人となっています。

■年齢別瑞浪市子ども発達支援センター利用者数の推移 (人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
通所支援事業(児童発達支援、放課後デイサービス)						
6歳以上	12	21	17	17	16	19
5歳	12	19	21	14	14	20
4歳	18	22	13	16	19	11
3歳	17	14	14	15	10	12
2歳	11	12	13	9	10	9
1歳	3	13	3	6	3	3
0歳	1	0	2	1	0	0
合計	74	91	83	78	72	74
相談支援事業・来所相談						
6歳以上	14	18	15	17	24	16
5歳	16	11	15	9	11	14
4歳	7	20	12	11	16	9
3歳	28	10	14	16	11	14
2歳	18	17	22	21	15	14
1歳	11	15	14	16	13	5
0歳	0	0	4	3	2	2
合計	94	91	96	93	92	74

資料：子育て支援課（各年3月31日現在）

② 障がい児保育

障がい児保育は、令和元（2019）年度では8箇所で開催しています。

利用者数は、年度ごとに増減がみられ、令和元（2019）年度には12人となっています。

障がい別で見ると、知的障がい児の利用が高くなっています。

■障がい児保育の実施箇所数、利用者数の推移 (人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
利用者数	11	13	11	12	14	12
視覚障がい児	0	0	0	1	1	0
聴覚障がい児	0	0	0	0	2	2
肢体不自由児	3	3	2	1	1	1
知的障がい児	6	8	7	9	10	7
その他	2	2	2	1	0	2

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

③ 特別支援学級※

特別支援学級数は、令和元（2019）年度では小学校で7校 13 学級、中学校で5校 7 学級となっています。

児童・生徒数の推移をみると、年度ごとに増減がみられ、令和元（2019）年度では小学校で 43 人、中学校で 24 人となっています。

小学校の難聴クラス、中学校の肢体不自由クラスは設置されていません。

■特別支援学級数、児童・生徒数の推移

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
小学校						
学校数	7 校	7 校	7 校	7 校	7 校	7 校
特別支援学級数	15 学級	13 学級	12 学級	13 学級	13 学級	13 学級
児童数	42	44	39	40	40	43
6年	10	9	8	5	9	13
5年	8	10	7	10	13	4
4年	7	7	7	14	4	5
3年	6	5	10	4	3	4
2年	5	8	4	3	5	10
1年	6	5	3	4	6	7
中学校						
学校数	6 校	6 校	5 校	5 校	5 校	5 校
特別支援学級数	8 学級	8 学級	7 学級	7 学級	7 学級	7 学級
生徒数	24	31	26	28	21	24
3年	7	9	8	10	8	9
2年	7	10	10	8	9	6
1年	10	12	8	10	4	9

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

■特別支援学級のクラス数の推移

(クラス)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
小学校						
特別支援学級数	15 学級	13 学級	12 学級	13 学級	13 学級	13 学級
知的クラス	8	7	7	7	7	7
自閉・情緒クラス	7	6	4	4	4	4
難聴クラス	0	0	0	0	0	0
肢体不自由クラス	0	0	1	2	2	2
中学校						
特別支援学級数	8 学級	8 学級	7 学級	7 学級	7 学級	7 学級
知的クラス	5	5	4	5	4	4
自閉・情緒クラス	3	3	3	2	3	3
肢体不自由クラス	0	0	0	0	0	0

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

④ 特別支援学校※

特別支援学校の児童・生徒数は、東濃特別支援学校では年度ごとに増減していますが、増加傾向にあり、令和元（2019）年度では42人となっています。恵那特別支援学校では、減少傾向にあり、令和元（2019）年度では2人となっています。

■特別支援学校の児童・生徒数の推移

(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
東濃特別支援学校						
在学者数	35	36	39	41	43	42
小学部	12	11	12	11	11	10
中学部	8	11	9	10	9	10
高等部	15	14	18	20	23	22
恵那特別支援学校						
在学者数	6	5	3	2	2	2
小学部	1	0	0	0	0	0
中学部	2	3	3	1	0	0
高等部	3	2	0	1	2	2

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

第3章 前回計画の進捗状況

1 「第5期瑞浪市障害福祉計画」の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

「第5期瑞浪市障害福祉計画」で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標】

令和2（2020）年度末までに、施設入所者数は平成28（2016）年度末時点から現状維持（65人）、地域生活移行者数は平成28（2016）年度末の3%（2人）が施設からグループホーム等に地域移行する。

【進捗状況】

施設入所者について、令和2（2020）年10月末時点では目標を達成しています。本市の施設入所者は、障害支援区分が5または6の人が約9割、50歳以上の人約7割、知的障がい者が約7割を占めており、地域生活移行の促進に向けては課題が多い状況です。また、介護者の高齢化等の様々な事情により新たに施設に入所する人もおり、施設入所のニーズも一定数あります。このような背景から、地域生活移行者数は1人とどまっています。

■福祉施設から地域生活への移行状況

	目標	実績値		実績値見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所者数(年度末)	65人	65	67	65
地域生活移行者数(年間)	2人	1	0	1

■施設入所者数の動向

	単位	実績値		実績値見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
年度当初	人	65	65	67
退所	地域移行	1	0	1
	その他事由	1(死亡)	1(死亡)	1(療養病床)
入所	人	2	3	0
年度末	人	65	67	65

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

令和2（2020）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

【進捗状況】

令和2（2020）年度中に東濃圏域単位で設置する予定です。東濃圏域においては、精神科病院の数や保健所の管轄範囲の状況から、各市共通の課題が多いため、各市単独ではなく東濃圏域全体で関係者間の円滑な協議を図ることとしています。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	単位	実績値		実績値見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置状況	未設置	未設置	設置予定

③ 地域生活支援拠点等[※]の整備

【目標】

令和2（2020）年度末までに、地域生活支援拠点等を東濃圏域に1箇所設置する。

【進捗状況】

地域生活支援拠点等の整備は、障がい者が地域で安心して生活できるよう、緊急時の相談支援体制や受入体制を確保するとともに、施設・親元からグループホーム・ひとり暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保するものです。

社会資源数が限られている中、東濃圏域では各市単独ではなく東濃5市の連携により整備することとし、令和2（2020）年度末までの設置を目指して平成29（2017）年度から継続的に協議しています。地域生活支援拠点等の円滑な整備・運営に欠かせない相談支援体制については、東濃5市が連携して基幹相談支援センター[※]の仕組みを整備し、平成31（2019）年4月から東濃圏内の6箇所の相談支援事業所に運営を委託することにより、緊急時及び専門的な相談に対応できる体制を構築しました。令和元（2019）年度は毎月1回開催する東濃基幹相談支援センター運営会議において、東濃圏域が目指す拠点等のあり方について検討し、令和2（2020）年度は東濃圏域の障害福祉サービス提供事業所とも協議し、さらなる検討を進めることとしています。

■地域生活支援拠点等の設置状況

目標	単位	実績値		実績値見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活支援拠点等を東濃圏域に1箇所設置	設置状況	検討	検討	検討

④ 福祉施設から一般就労[※]への移行状況

【目標】

- ・福祉施設から一般就労へ移行させる人数：令和2（2020）年度2人（平成28（2016）年度実績1人の2倍増）
- ・就労移行支援事業の利用人数：令和2（2020）年度末17人（平成28（2016）年度末実績16人の1割増）
- ・就労移行支援事業所の就労移行率（市内1箇所）：令和2（2020）年度末3割以上
- ・就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率：各年度80%以上

【進捗状況】

一般就労移行者数は、令和2（2020）年9月末時点で目標値を上回っています。就労移行支援事業利用者数は、令和2（2020）年8月利用実績時点では目標値を下回っていますが、過去2年度実績は目標値を上回っています。就労移行支援事業所は市内に1箇所あり、平成29（2017）年度の就労移行率は7割でしたが、それ以降は目標値3割を下回っています。職場定着率は、年度によってばらつきがあります。

■福祉施設から一般就労への移行状況

目標	単位	実績値		実績値見込み	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
一般就労移行者数(年間)	2人	人数	7	3	4
就労移行支援事業利用者数(年間)	17人	人数	19	20	13
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	1箇所	箇所	0	0	0
職場定着率	80%	%	100	33	

※当該目標にかかる「福祉施設」の範囲：就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

※「一般就労」の定義：企業等に就職すること（就労継続支援A型の利用者を除く）及び在宅就労すること。

(2) サービスの利用状況

① 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき実施する障害福祉サービスの実績です。

ア 訪問系サービス

全体的に計画値を下回る実績で推移しています。重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。行動援護の利用は見込んでいませんでしたが、利用実績がありました。

■訪問系サービスの利用状況

(月あたり)

	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値見込み	比率 (%)
居宅介護	人分	23	20	87.0	23	17	73.9	23	15	65.2
	時間分	208	150	72.1	208	144	69.2	208	140	67.3
重度訪問介護	人分	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	時間分	13	0	0.0	13	0	0.0	13	0	0.0
同行援護	人分	5	4	80.0	6	3	50.0	6	3	50.0
	時間分	56	36	64.3	67	27	40.3	67	32	47.8
行動援護	人分	0	1		0	1		0	1	
	時間分	0	3		0	4		0	1	
重度障害者等 包括支援	人分	0	0		0	0		0	0	
	時間分	0	0		0	0		0	0	

イ 日中活動系サービス

自立訓練（生活訓練）と就労継続支援（A型）は計画値を大きく下回っていますが、それ以外は全体的に概ね計画値どおりか計画値を上回る実績で推移しています。特に、就労継続支援（B型）、福祉型短期入所が増加しています。

■日中活動系サービスの利用状況 (月あたり)

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値見込み	比率(%)
生活介護	人分	96	93	96.9	98	97	99.0	100	99	99.0
	人日分	1,969	1,860	94.5	2,033	1,959	96.4	2,099	1,980	94.3
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	/	0	0	/	0	0	/
	人日分	0	0	/	0	7	/	0	0	/
自立訓練 (生活訓練)	人分	13	2	15.4	15	1	6.7	18	1	5.6
	人日分	269	33	12.3	310	8	2.6	372	4	1.1
宿泊型 自立訓練	人分	/	2	/	/	0	/	/	0	/
	人日分	/	46	/	/	9	/	/	0	/
就労移行支援	人分	14	15	107.1	15	15	100.0	17	11	64.7
	人日分	250	263	105.2	268	268	100.0	303	194	64.0
就労継続支援 (A型)	人分	39	27	69.2	39	26	66.7	39	30	76.9
	人日分	789	529	67.0	789	488	61.9	789	590	74.8
就労継続支援 (B型)	人分	42	48	114.3	43	58	134.9	45	66	146.7
	人日分	726	787	108.4	743	970	130.6	778	1,108	142.4
就労定着支援	人分	5	4	80.0	5	8	160.0	5	7	140.0
療養介護	人分	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
福祉型 短期入所	人分	12	15	125.0	13	17	130.8	14	10	71.4
	人日分	58	65	112.1	60	96	160.0	62	93	150.0
医療型 短期入所	人分	1	1	100.0	2	1	50.0	3	1	33.3
	人日分	5	4	80.0	7	6	85.7	9	4	44.4

ウ 居住系サービス

概ね計画値どおりの実績で推移しています。共同生活援助の利用は増加傾向にあります。自立生活援助の利用は見込んでいませんでしたが、利用実績がありました。

■居住系サービスの利用状況 (月あたり)

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値見込み	比率 (%)
共同生活援助	人分	12	13	108.3	12	13	108.3	12	14	116.7
施設入所支援	人分	65	65	100.0	65	66	101.5	65	66	101.5
自立生活援助	人分	0	0		0	1		0	0	

エ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援については、平成30(2018)年度報酬改定におけるモニタリング実施標準期間の見直し等の影響により、平成30(2018)年度以降は計画値を大幅に上回る実績で推移しています。地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

■計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の利用状況 (月あたり)

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値見込み	比率 (%)
計画相談支援	人分	35	43	122.9	37	53	143.2	38	59	155.3
地域移行支援	人分	0	0		0	0		0	0	
地域定着支援	人分	0	0		0	0		0	0	

② 地域生活支援事業

障害者総合支援法において地域の実情に応じて実施することとされている各事業の実績です。各事業の目的や内容は、国が地域生活支援事業実施要綱において定めています。

ア 理解促進研修・啓発事業

障がいに関する地域住民の理解を深めるため、平成 29（2017）年度から市広報誌に啓発記事を掲載しています。また、障害福祉サービス事業所等の活動を市民や企業に広く知ってもらうことを目的に、平成 30（2018）年度から市役所ロビーにおいて障害福祉サービス事業所等の活動紹介展示・製品販売会を開催しています。

■理解促進・啓発事業の実施状況

サービス	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込み
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

イ 相談支援事業

東濃 5 市の連携により平成 31（2019）年 4 月から基幹相談支援センターの運営委託を開始しました。地域総合支援協議会[※]は、関係機関が地域課題について情報を共有し、よりよい支援体制づくりに向けて意見交換・協議を行う場として、全体会と専門部会を定期的に開催しています。

■相談支援事業の設置・実施状況

サービス	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込み
基本相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター	設置状況	検討	検討	設置	設置	設置	設置
地域総合支援協議会	実施状況	開催	開催	開催	開催	開催	開催
障がい者虐待防止センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置

ウ 成年後見制度[※]利用支援事業

平成 29（2017）年度以降は利用実績がありません。制度の利用促進を図るため、東濃 5 市の連携により中核機関[※]を設置することとし、令和 3（2021）年度からの稼働を目指して協議を進めています。

■成年後見制度利用支援事業の利用状況

（年あたり）

サービス	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値	比率 (%)	計画値	実績値見込み	比率 (%)
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

エ 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

令和元（2019）年度から市役所窓口到手話通訳者を配置しました。祝日を除く毎週月曜日と木曜日の午前9時から12時まで配置し、市役所で各種手続き・相談を行う際の窓口職員とのコミュニケーションを支援しています。

■意思疎通支援事業の利用状況（年あたり）

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値見込み	比率(%)
手話通訳者派遣事業	実利用者数	8	7	87.5	8	7	87.5	8	7	87.5
要約筆記者派遣事業	実利用者数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
手話通訳者設置事業	実設置者数		0			1			1	

オ 手話奉仕員養成研修事業

瑞浪市社会福祉協議会において、手話奉仕員養成講座（基礎課程・入門過程）を実施しています。修了者数は計画値を下回っており、参加者数を増加させることが課題となっています。

■手話奉仕員養成研修事業の実施状況（年あたり）

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値見込み	比率(%)
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	8	6	75.0	8	3	37.5	8	3	37.5

カ 日常生活具給付等事業

概ね計画値どおりの実績で推移しています。

■日常生活用具給付等事業の利用状況（年あたり）

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値見込み	比率(%)
介護訓練支援用具	件	2	1	50.0	2	2	100.0	2	2	100.0
自立生活支援用具	件	5	4	80.0	5	6	120.0	5	4	80.0
在宅療養等支援用具	件	7	7	100.0	7	13	185.7	7	28	400.0
情報・意思疎通支援用具	件	2	7	350.0	2	5	250.0	2	6	300.0
排泄管理支援用具	件	405	408	100.7	405	416	102.7	405	420	103.7
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	100.0	2	4	200.0	2	2	100.0

キ 移動支援事業

実利用者数では計画値を下回っていますが、延べ利用時間では計画値を上回る実績で推移しています。令和2（2020）年度について、4月・5月は新型コロナウイルス感染症感染防止策として利用を休止した期間がありましたが、その後、新規利用開始者があったため、実績が増減する見込みです。

■移動支援事業の利用状況 (年あたり)

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値見込み	比率(%)
移動支援事業	実利用者数	2	1	50.0	2	1	50.0	2	2	100.0
	延べ利用時間	26	42	161.5	26	39	150.0	26	59	226.9

ク 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、東濃圏域に1箇所あります。実利用者数は計画値を下回る実績で推移しています。令和2（2020）年4月・5月は、新型コロナウイルス感染症感染防止策として閉鎖した期間がありました。

■地域活動支援センター事業の状況 (年あたり)

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値見込み	比率(%)
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	実利用者数	65	50	76.9	67	43	64.2	69	40	58.0

ケ その他の事業

日中一時支援事業の契約事業所数は増加していますが、実利用者数は減少傾向にあります。訪問入浴サービス事業は、概ね計画値どおりの実績で推移しています。

■その他の事業の利用状況 (年あたり)

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値見込み	比率(%)
日中一時支援	契約事業所数	10	10	100.0	11	11	100.0	11	13	118.2
	実利用者数	43	50	116.3	44	43	97.7	45	37	82.2
訪問入浴サービス	契約事業所数	2	2	100.0	2	2	100.0	2	3	150.0
	実利用者数	2	1	50.0	2	2	100.0	2	1	50.0

2 「第1期瑞浪市障害児福祉計画」の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

「第1期瑞浪市障害児福祉計画」で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

障がい児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センター

【目標】

令和2（2020）年度末までに児童発達支援センターを圏域に1箇所設置する。

【進捗状況】

児童発達支援センターは、児童発達支援事業に加え、保育所等訪問支援や相談支援等の地域支援機能を有し、地域において中核的な役割を担う療育支援施設です。国の指針では、令和2（2020）年度末までに各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。

圏域には、中津川市に児童発達支援センターが設置されていますが、身近な場所で必要な支援を受けることができる環境があることの重要性を考えると、市内に児童発達支援センターの環境を拡充していく方向性で進めるべきだと考えます。

平成25（2013）年4月に移転開設した瑞浪市子ども発達支援センター「ぼけっと」は、調理室を設けていないという点で児童発達支援センターの設置基準を満たしていませんが、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・相談支援を実施し、地域の中核的な療育支援施設としての役割を果たしており、児童発達支援センターと同等の機能を有した施設が存在していると言えます。現在の事業を実施する上で調理室は不要であるため、目標を達成するために調理室を設置するという方向性ではなく、設置基準の緩和を国・県に要望していきたいと考えています。

■児童発達支援センターの設置状況

目標	単位	実績値		実績値見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援センター設置	圏域に1箇所 箇所	無	無	無

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

【目標】

令和2（2020）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【進捗状況】

平成25（2013）年度から瑞浪市子ども発達支援センター「ぼけっと」において保育所等訪問支援を実施しており、目標を達成しています。平成29（2017）年度以降は利用実績がありませんが、体制は確保しています。

■保育所等訪問支援を利用できる体制の構築状況

目標		単位	実績値		実績値見込み
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有	有/無	有	有	有

ウ 重症心身障がい※児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

【目標】

- ・令和2（2020）年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を圏域に1箇所確保する。
- ・令和2（2020）年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を圏域に1箇所確保する。

【進捗状況】

市内には確保できていないため、市外の事業所を利用しているのが現状です。身近な地域で療育施設をいかに確保するのが大きな課題です。

■重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保状況

目標		単位	実績値		実績値見込み
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域に1箇所	箇所	無	無	無
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1箇所	箇所	無	無	無

エ 医療的ケア児※支援のための協議の場設置

【目標】

平成30（2018）年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場を設置する。

【進捗状況】

平成30（2018）年3月に協議の場を設置しました。

国の基本指針の趣旨は、医療的ケア児とその家族を地域で支え、適切な支援を受けられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が一堂に会し、地域の課題や対応策について定期的・継続的に意見交換や情報共有を図る場を設置するというものです。

本市では、これらの関係機関が定期的に集まる会議が既に存在していたため、その既存会議に「医療的ケア児支援のための協議の場」の機能を追加することとし、議題の一つとして医療的ケア児支援について協議する体制を整備しました。これまでに各関係機関が対応してきた個別事例の検証を行い、課題を共有した上で、よりよい体制づくりに向けた協議を重ねていくことが大切であると考えています。

■医療的ケア児支援のための協議の場の設置状況

目標		単位	実績値		実績値見込み
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児支援のための協議の場設置	設置	設置状況	有	有	有

(2) サービスの利用状況

障害児通所支援等に関するサービスの状況

障害児通所支援等に関するサービスの利用状況は、児童発達支援、障害児相談支援で減少傾向となっていますが、放課後等デイサービスでは増加傾向となっています。保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の利用はありませんでした。

■障がい児通所支援等に関するサービスの利用状況 (月あたり)

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値	比率(%)	計画値	実績値見込み	比率(%)
児童発達支援	人分	53	52	98.1	53	49	92.5	53	47	88.7
	人日分	288	207	71.9	288	183	63.5	288	176	61.1
医療型児童発達支援	人分	0	0		0	0		0	0	
	人日分	0	0		0	0		0	0	
放課後等デイサービス	人分	53	50	94.3	56	49	87.5	58	59	101.7
	人日分	501	529	105.6	529	531	100.4	548	564	102.9
保育所等訪問支援	人分	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
	人日分	5	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	人日分	4	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0
障害児相談支援	人分	26	23	88.5	27	22	81.5	29	22	75.9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人分	0	0		0	0		1	0	0.0
生活訓練等(機能訓練)	実利用者数		34			42			40	
巡回支援専門員整備	巡回相談実施回数		33			57			60	

第4章 第6期障害福祉計画

1 国の第6期障害福祉計画の基本指針の概要

令和2（2020）年5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」とする。）を踏まえ、障害福祉計画を策定する必要があります。

■基本指針見直しの主なポイント

地域における生活の維持及び継続の推進
・ 地域生活支援拠点等の機能の充実 ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数等を成果目標に追加 ・ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症にかかる取り組み事項を盛り込む
相談支援体制の充実・強化等
・ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを着実に進める成果目標を設定
障がい福祉人材の確保
・ 安定的な障害福祉サービス等の提供、様々な障がい福祉に関する事業を実施するための人材確保
福祉施設から一般就労への移行等
・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みを一層促進 ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備
障がい者の社会参加を支える取組
・ 「障害者文化芸術活動推進法」を踏まえた障がい者の文化芸術の享受鑑賞、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保 ・ 視覚障がい者等の読書環境整備の総合的かつ計画的な推進
「地域共生社会」の実現に向けた取組
・ 「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制
障害福祉サービス等の質の向上
・ サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供ができているかの情報収集

■設定する成果目標（計画期間が終了する令和5（2023）年度末の目標）

- (1)福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等
- (5)相談支援体制の充実・強化等
- (6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

2 成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【本市の成果目標の設定及び達成のための方策】

本市の令和元（2019）年度末時点の施設入所者数は67人です。障がいの程度が重度で高齢の人が多く等の本市の施設入所者の実情を勘案し、令和5（2023）年度末の施設入所者数を66人、令和5（2023）年度末までの地域生活移行者を1人とすることを目標とします。

目標達成にあたっては、障がい者が自ら望む場所で自立した生活を送ることができるよう、障がい者の意思を尊重した相談支援、訪問系サービスや日中活動系のサービス、グループホーム等の居住の場の充実を図るとともに、地域住民が障がいに対する理解を深めることができるよう継続的な啓発を行います。

項目	令和元年度末実績値	令和5年度末目標
施設入所者数	67人	66人
地域生活移行者数		1人
削減見込み		1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。（目標設定都道府県）
- ・令和5（2023）年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上及び未満）の設定。（目標設定都道府県）
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。（目標設定都道府県）

【本市の成果目標の設定及び達成のための方策】

国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者等による協議を継続します。

また、本市の実績や実情を加味して精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標（42頁参照）を設定します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の指針】

- ・ 地域生活支援拠点等について、令和5（2023）年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【本市の成果目標の設定及び達成のための方策】

東濃圏域では、地域生活支援拠点等を令和3（2021）年度から稼働できるよう協議を進めています。整備手法は、拠点等の5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を複数の機関が分担して担う「面的整備型」とし、まずは緊急時の受け入れ・対応の機能を整備することとしています。その後、順次その他の機能についての検討を進めるとともに、瑞浪市地域総合支援協議会等の場を活用し、運用状況の検証や課題の検討を行います。また、東濃基幹相談支援センターを中心に地域ネットワークを強化し、各障害福祉サービス事業所の協働により地域の支援力を高めることを目指します。

項目	令和元年度実績値	令和5年度末目標
地域生活支援拠点等の整備	検討	整備・充実
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討		年1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

- ・ 令和5（2023）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元（2019）年度実績の1.27倍以上とする（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、それぞれ令和5（2023）年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める）。
- ・ 令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【本市の成果目標の設定及び達成のための方策】

国の指針に基づき数値を算出しました。目標達成のための方策として、相談支援事業所や東濃障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携しながら、企業等が障がい者雇用についての理解を深められるよう働きかけを行い、就労・実習の場の確保につなげます。

項目	令和元年度実績値	令和5年度末目標
一般就労への移行者数	全体	3人
	就労移行支援事業	2人
	就労継続支援A型	0人
	就労継続支援B型	1人
就労定着支援事業利用者数	3人	2人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	0箇所	1箇所

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

- ・令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【本市の成果目標の設定及び達成のための方策】

東濃基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施しており、地域の相談支援事業者のみでは対応が困難なケースについては、助言・同行訪問等を行い、定期的な研修や事例検討会の開催により相談員の資質向上に取り組んでいます。今後は、基幹相談支援センターの役割や相談の流れをさらに明確化し、重層的な相談支援体制の充実を目指すとともに、潜在的な要支援者を発見して適切な支援につなげるよう取り組みます。

また、国の指針や県の方針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して相談支援体制の充実・強化の活動指標（42 頁参照）を設定します。

項目	令和5年度末目標
総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置済
総合的・専門的な相談支援の実施	実施中。既存体制のさらなる充実を図る。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

【国の指針】

- ・令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

【本市の成果目標の設定及び達成のための方策】

県と連携しながら、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みにかかる体制を整備します。

また、国の指針や県の方針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制を構築するための活動指標（43 頁参照）を設定します。

3 指定障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービスの内容

サービス	内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績値		実績値見込み 令和2年度	見込み		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人分	20	17	15	14	13	12
	時間分	150	144	140	130	121	112
重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
同行援護	人分	4	3	3	3	3	3
	時間分	36	27	32	32	32	32
行動援護	人分	1	1	1	1	1	1
	時間分	3	4	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

○居宅介護の利用実績は減少傾向にありますが、障がい者の高齢化に伴い介護保険サービスとの併用事例は増加しています。相談支援事業所等と連携しながら、ニーズに応じた適切なサービスの利用につなげます。

○利用見込がないサービスについても、ニーズが生じた場合に備え、対応できる事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービスの内容

サービス	内容
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対して、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	93	97	99	101	103	105
	人日分	1,860	1,959	1,980	2,020	2,060	2,100
自立訓練(機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	7	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人分	2	1	1	1	1	1
	人日分	33	8	4	4	6	6
就労移行支援	人分	15	15	11	12	14	16
	人日分	263	268	194	211	246	282
就労継続支援(A型)	人分	27	26	30	28	27	25
	人日分	529	488	590	551	531	492
就労継続支援(B型)	人分	48	58	66	75	85	96
	人日分	787	970	1,108	1,260	1,428	1,612
就労定着支援	人分	4	8	7	7	7	7
療養介護	人分	1	1	1	1	1	1
福祉型短期入所	人分	15	17	10	12	14	16
	人日分	65	96	93	107	126	149
医療型短期入所	人分	1	1	1	1	1	1
	人日分	4	6	4	4	4	4

③ 見込量確保の方策

- 生活介護は今後も利用が増加することが予測されるため、相談支援事業所やサービス提供事業者と情報共有しながら、安定的な支給量の確保に努めます。
- 就労系サービスについては、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、商工会議所等と連携しながら、身近な場所での就職先・実習先の確保に努めます。
- 短期入所については、相談支援事業所と連携しながら利用を促進し、介護者の負担軽減を図ります。また、介護者の入院等の緊急時に備え、利用者が安心して過ごすことができる環境を自宅以外にも確保できるよう、定期的な短期入所の利用促進に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けやすいサービスの利用に関しては、国の通知に従い柔軟な取扱いを可能とし、安定したサービス提供体制の確保と利用者の生活リズムの維持等に努めます。

(3) 居住系サービス

① 居住系サービスの内容

サービス	内容
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	13	13	14	15	16	18
施設入所支援	人分	65	66	66	66	66	66
自立生活援助	人分	0	1	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- 地域移行が求められる中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加することが予測されるため、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発に取り組みます。
- 施設入所支援については、地域移行を進める中でも依然としてニーズが高いことを踏まえ、入所の必要がある人が安心して生活できるようサービス提供体制を確保します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の内容

サービス	内容
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保、その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	43	53	59	66	74	83
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- 計画相談支援の増加が見込まれる中、丁寧な相談支援と必要なモニタリング頻度の確保により適切なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所との情報共有に努めます。また、基幹相談支援センターによる相談支援専門員の人材育成を支援します。
- 地域移行支援及び地域定着支援の提供体制は整っておらず、利用を見込んでいませんが、地域移行を進める上で必要なサービスであり、入所施設や医療機関、相談支援事業所等と連携しながら提供体制の確保に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 理解促進研修・啓発事業の内容

サービス	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発活動等を行います。

② 必要な量の見込み

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- 広報誌等を通じて定期的・継続的な啓発活動を行います。日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、共生社会に対する市民意識の向上・定着を図ることができるよう地域社会へ働きかけます。
- 小中学校における継続的な福祉学習により、障がいについて正しく認識し、障がいの有無にかかわらずお互いに尊重し合える心を育むことを目指します。

(2) 自発的活動支援事業

① 自発的活動支援事業の内容

サービス	内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。

② 必要な量の見込み

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- 障がい者やその家族で構成される当事者団体が行う社会参加活動やボランティア団体が行う各種活動が円滑に進むよう支援します。

(3) 相談支援事業

① 相談支援事業の内容

サービス	内容
障がい者相談支援事業	福祉に関する問題や障がい者からの相談に応じて、必要な情報の提供や支援等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行います。
住宅入居等支援事業	賃借住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障がい者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言等を行います。

② 必要な量の見込み

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置状況	無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	検討	検討

③ 見込量確保の方策

○基幹相談支援センターを中心とした重層的な相談支援体制を強化します。

○住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、必要な支援体制について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 成年後見制度利用支援事業の内容

サービス	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がい者に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	3	3	3

③ 見込量確保の方策

○成年後見制度の利用促進を図るため、東濃5市の連携により中核機関を設置することとし、令和3（2021）年度からの稼働を目指して協議を進めています。中核機関は、権利擁護^{*}支援を必要とする人を適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の仕組みにおいて、中核的な役割を果たす機関です。中核機関の円滑な運営を支援し、成年後見制度利用支援事業の促進につなげます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① 成年後見制度法人後見支援事業の内容

サービス	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	検討	検討

③ 見込量確保の方策

○中核機関の円滑な運営を支援する中で、法人後見実施団体や市民後見人の養成等に必要な支援体制について検討します。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

① 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）の内容

サービス	内容
手話通訳者派遣事業	手話を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
要約筆記者派遣事業	要約筆記者を必要とする聴覚障がい者を対象に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
手話通訳者設置事業	市役所内に手話通訳者を設置することで、聴覚障がい者等が来庁した際のコミュニケーション支援を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	7	7	7	7	7	7
要約筆記者派遣事業	実利用者数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置人数	0	1	1	1	1	1

③ 見込量確保の方策

- 事業を周知し、利用を促進します。
- 手話通訳者等の確保に努め、サービス提供体制を維持します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

① 手話奉仕員養成研修事業の内容

サービス	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進します。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績値		実績値見込み 令和2年度	見込み		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	6	3	3	3	5	5

③ 見込量確保の方策

- 瑞浪市社会福祉協議会において実施する研修事業を支援し、人材育成を図ります。

(8) 日常生活用具給付等事業

① 日常生活用具給付等事業の内容

サービス	内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績値		実績値見込み 令和2年度	見込み		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	1	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	件	4	6	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	7	13	28	28	28	28
情報・意思疎通支援用具	件	7	5	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件	408	416	420	424	428	432
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	4	2	2	2	2

③ 見込量確保の方策

- サービス内容の周知を図り、障がいの特性に応じた適切な給付につなげます。
- 支給対象品目、耐用年数、給付基準額等について定期的に見直しを行います。

(9) 移動支援事業

① 移動支援の内容

サービス	内容
移動支援	屋外での移動に伴う心身障がい者・児に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	実利用者数	1	1	2	3	3	3
	延べ利用時間	42	39	59	102	102	102

③ 見込量確保の方策

○相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの利用につなげ、自立と社会参加の促進を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

① 地域活動支援センター事業の内容

サービス	内容
地域活動支援センター事業	在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提供します。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	50	43	40	40	40	40

③ 見込量確保の方策

○委託事業者と連携し、安定したサービス提供体制を確保します。

(11) その他の事業

① その他の事業の内容

サービス	内容
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供します。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	契約事業所数	10	11	13	13	13	13
	実利用者数	50	43	37	37	37	37
訪問入浴サービス	契約事業所数	2	2	3	3	3	3
	実利用者数	1	2	1	2	2	2

③ 見込量確保の方策

○相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの利用につなげ、介護者の負担軽減を図ります。

5 その他活動指標

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

【国の考え方】

- ・各市町村（又は圏域）の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる以下の項目について見込みを設定する。
 - ・協議の場の1年間の開催回数の見込み
 - ・保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み
 - ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み

【必要な量の見込み（年間）】

項目	単位	実績値見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	回	1	1	1	1
関係者ごとの参加者数	保健	7	7	7	7
	医療(精神科)	5	5	5	5
	医療(精神科以外)	0	0	0	0
	福祉	11	11	11	11
	介護	0	0	0	0
	当事者及び家族	0	0	検討	検討
目標設定及び評価の回数	回	0	1	1	1

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【国の考え方】

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ・地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みを設定する。

【必要な量の見込み（年間）】

項目	単位	実績値見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問等による専門的な指導・助言件数	件	40	50	50	50
相談支援事業者の人材育成の支援件数	回	3	3	3	3
	人	60	60	60	60
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6	6

(3) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【国の考え方】

- ・ 障害者総合支援法の具体的内容の理解を目的として、都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修その他の研修への参加人数の見込みを設定する。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

【必要な量の見込み(年間)】

項目	単位	実績値見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用 (研修の参加人数)	人	0	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有(共有回数)	回	0	1	1	1

※今期の障害福祉計画には、精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは見込んでおりません。

第 5 章 第 2 期障害児福祉計画

1 国の第2期障害児福祉計画の基本指針の概要

令和2（2020）年5月に国が示した「基本指針」を踏まえ、障害児福祉計画を策定する必要があります。

■基本指針見直しの主なポイント

発達障がい※者等支援の一層の充実
<ul style="list-style-type: none">・ペアレントプログラム※やペアレントトレーニング※などの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実・発達障がいの診断等を専門的に行う医療機関等の確保
障害児通所支援等の地域支援体制の整備
<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターの今後果たすべき役割の明記・自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性の明記
障害福祉サービス等の質の向上
<ul style="list-style-type: none">・サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供ができているかの情報収集

■設定する成果目標（計画期間が終了する令和5（2023）年度末の目標）

障がい児支援の提供体制の整備等

2 成果目標

障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ・令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。（困難な場合には、圏域での確保であっても可）
- ・令和5（2023）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。（困難な場合には、圏域での確保であっても可）
- ・令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。（困難な場合には、圏域での確保であっても可）
- ・令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。（困難な場合には、都道府県が関与した上で圏域での確保であっても可）

【本市の成果目標の設定及び達成のための方策】

項目	令和元年度実績値	令和5年度末目標	
①児童発達支援センターの設置	無	有	
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有	
③重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	無	圏域に1箇所
	放課後等デイサービス	無	圏域に1箇所
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	有	有	
⑤医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	無	有	

【成果目標設定にあたっての考え方及び達成のための方策】

- ①障がい児及び保護者が必要な支援を受けることができる環境が身近にあることが重要です。児童発達支援センターの設置基準の緩和を国・県に対して継続的に要望し、瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」が現状の設備のまま児童発達支援センターの設置基準を満たすことを目指します。
- ②（目標達成済）平成25（2013）年度から瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」において実施しています。
- ③国の指針を踏まえ、市内及び近隣市の事業所と連携し、圏域での提供体制の整備を検討します。
- ④（目標達成済）平成30（2018）年3月に協議の場を設置しました。
- ⑤今後の対象児童数の推移やニーズを確認しながら配置を検討していきます。

3 障がい児支援の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援等

① 障害児通所支援等の内容

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、包括的な支援を行います。
生活訓練等(機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ※等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	52	49	47	47	47	47
	人日分	207	183	176	176	176	176
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	50	49	59	59	59	59
	人日分	529	531	564	564	564	564
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	4	4	4
障害児相談支援	人分	23	22	22	22	22	22
医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	1
生活訓練等（機能訓練）	実利用者数	34	42	40	40	40	40
巡回支援専門員整備	巡回相談実施回数	33	57	60	60	60	60

③ 見込量確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」を中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 医療型児童発達支援については、近隣に実施事業所がなく利用実績もないため、令和5（2023）年度までは利用がないと見込みます。
- 平成30（2018）年度からの新サービスである居宅訪問型児童発達支援については、事業の周知を図るとともに、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 障害児相談支援については、事業所と連携を図りながら、サービスの提供体制を維持・強化するとともに、相談支援人材のスキルアップを促します。

(2) 発達障がい者等に対する支援

【国の考え方】

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数の見込みを設定する。
- ・ペアレントメンター※養成研修等の修了人数の見込みを設定する。
- ・発達障がいのある人によるピアサポート※の活動に参加した人数の見込みを設定する。

【必要な量の見込み（年間）】

項目	単位	実績値見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の受講者数	人	0	0	0	5
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	1

(3) 子ども・子育て支援事業

① 子ども・子育て支援事業の内容

サービス	内容
子ども・子育て支援事業	障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス	単位	実績値		実績値見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	人	14	12	14	14	14	14
放課後児童健全育成事業	人	5	5	5	5	5	5

③ 見込量確保の方策

- 障がい児の人数や障がいの程度に応じ、加配保育士の配置などの体制整備に努めるとともに職員の資質向上に努めます。
- 放課後児童健全育成事業については、受け入れクラブの確保に努めるとともに、支援員の資質向上を図ります。

第 6 章 成年後見制度の利用促進

(成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28（2016）年法律第 29 号）において、市は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

既存の法定計画と一体的に策定する方法が可能であると示されていることから、本市においては改定期にあたる障害福祉計画と高齢者福祉計画に盛り込むこととしました。障害福祉計画、本章を本市における成年後見制度利用促進基本計画として位置づけ、障害福祉計画と一体的に策定し、進捗管理を行います。

1 制度の概要と背景

成年後見制度は、知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が十分でない人の財産や権利を保護し、日常生活を法的に支援する制度です。家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、障がい者の意思を尊重し、意思決定を支援しながら、契約等の法律行為を行います。

制度の認知度は低く、本市における障がいを理由とした成年後見制度の利用者数は、令和 2（2020）年 3 月末現在で 22 人^(※1)であり、これは療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数の 4%に満たない数字です。本市の療育手帳所持者の約 3 割^(※2)、精神障害者保健福祉手帳所持者の約 2 割^(※3)が 50 歳以上であることから、障がい者を支える親等の高齢化に伴い、成年後見制度の需要は高まることが見込まれます。成年後見制度を必要とする人が適切な支援に結び付くような体制を整備する必要があります。

資料：（※1）特定非営利活動法人東濃成年後見センター 令和 2（2020）年 3 月末現在

（※2）岐阜県 令和 2（2020）年 3 月末現在

（※3）東濃保健所 平成 31（2019）年 3 月末現在

2 計画の目的

判断能力が十分でなく一人で選択・決定することが難しい状態であっても、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することができることを目的とします。

3 計画の目標

成年後見制度を必要とする人が利用につながりやすくなるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及びその中核的な役割を担う中核機関の体制整備を行います。

4 具体的な施策

(1) 権利擁護支援が必要な人に対する早期支援

成年後見制度の周知を図るとともに、地域の見守り体制の強化や障害福祉サービス提供事業所等との連携により、権利擁護が必要な人の情報を把握し、早期段階で支援につなげます。

(2) 中核機関の整備・運営

東濃5市の連携により中核機関を設置し、その運営を適切な団体に委託します。中核機関は、地域連携ネットワークの中核的な機関として、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援、不正防止効果の機能を担います。成年後見制度利用促進機能のうちの受任者調整機能については、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の専門職団体等で構成する受任調整会議を新設し、適切な後見人候補者の選任が行われるよう審議する体制を整備します。

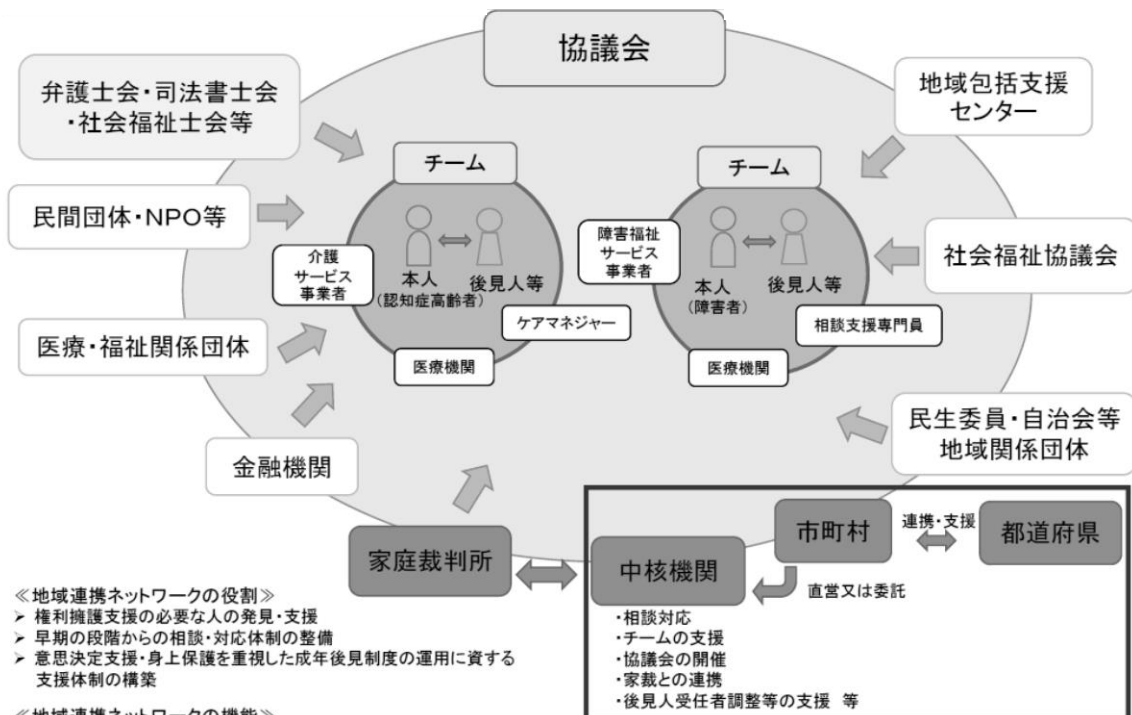
(3) 協議会の整備・運営

権利擁護支援にかかる各関係機関で構成する協議会を設置します。中核機関を事務局として、多職種間において地域課題を共有し協議を重ねる中で、地域における連携や対応力の強化を図ります。

(4) 利用支援事業と市長申立

申立費用や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により、制度を利用できない人に対し、費用の助成を行います。申し立てる親族がない場合は、市長申立により利用の支援を行います。

■地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省

第7章 計画の推進体制

1 障害保健福祉圏域における連携

必要なサービス量を確保するため、東濃圏域において連携を図り、供給体制の整備を図ります。

2 関係機関との連携

地域社会を構成する市民、NPO（民間非営利組織）、ボランティア団体、サービス提供者、企業、瑞浪市社会福祉協議会、地域総合支援協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、協働の視点に立って相互に連携することにより、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

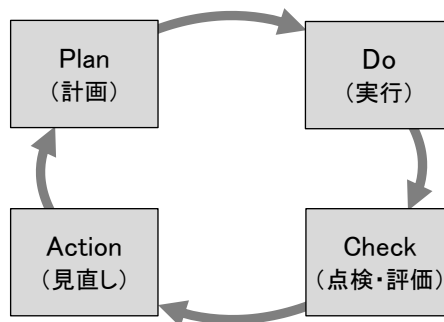
また、国・県・近隣市町と連携することでより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との一層の連携を図り、福祉サービスの質・量の確保に努めます。

3 計画の進行管理

毎年度、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検・評価、Action：見直し）の手法に基づき、担当部署において事業の進捗状況を点検・評価し、実効性のある進行管理を行います。

また、地域総合支援協議会等の意見や市政全般の動き、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

なお、年度ごとの事業の進捗状況報告は、市のホームページ等を通じて公表します。



資料編

1 計画策定の経緯

時期	区分	議題
令和2（2020）年 8月5日	第1回 瑞浪市障害者計画等 推進委員会	1. 会議の運営及び傍聴 2. 第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要 3. 計画策定の基礎資料 ・第4次瑞浪市障害者計画の進捗評価 ・第3期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査について 4. 前回計画の進捗状況
令和2（2020）年 11月4日	第2回 瑞浪市障害者計画等 推進委員会	1. 第1回委員会以降の作業経過報告について 2. 計画素案について
令和2（2020）年 11月24日～ 12月23日	パブリックコメント	—
令和3（2021）年 2月（書面会議）	第3回 瑞浪市障害者計画等 推進委員会	1. パブリックコメント実施結果について 2. 計画案修正箇所（パブリックコメント資料公表以降） 3. 計画案の承認について

2 瑞浪市障害者計画等推進委員会規則

○瑞浪市障害者計画等推進委員会規則

平成 28 年 12 月 26 日規則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 23 号）第 3 条の規定により、瑞浪市障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉サービスを利用する者 4 人以内
- (2) 公募による市民 2 人以内
- (3) 障害者を支援する団体に所属する者 2 人以内
- (4) 障害福祉関連の業務に従事する者 3 人以内
- (5) 障害福祉に関する識見を有すると市長が認める者 2 人以内
- (6) 障害福祉に係る行政機関の職員 2 人以内

(任期)

第 3 条 委員の任期は、瑞浪市障害者計画及び瑞浪市障害福祉計画の策定に関する調査及び審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3 瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿

番号	氏名	所属団体等	市規定第2条2項による区分
1	隅田 敏博	瑞浪市身体障害者福祉協会 会長	1号
2	辻田 奈美子	瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと親の会 会長	1号
3	成瀬 みか	岐阜県立東濃特別支援学校 PTA瑞浪地区委員	1号
4	度會 眞由美	知的障がい者相談員	1号
5	伊藤 矛	公募委員（一般公募）	2号
6	加藤 健史	東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトt 主任職場定着支援担当	3号
7	山田 隆司	特定非営利活動法人東濃成年後見センター 事務局長	3号
8	松井 周平	岐阜県立サニーヒルズみすなみ 次長	4号
9	加藤 智大	特定非営利活動法人ワークセンターいちい サービス管理責任者	4号
10	木村 泰宏	社会福祉法人陶技学園 陶技学園相談支援センター 相談支援専門員	4号
11	江口 研	一般社団法人土岐医師会 副会長 大湫病院院長	5号
12	伊藤 明芳	社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会 事務局長	5号
13	篠田 征子	岐阜県東濃保健所 健康増進課長	6号
14	保母 朋子	岐阜県立東濃特別支援学校 地域支援センター長	6号

4 用語解説

< あ行 >

一般就労

一般企業等において雇用契約を締結して働く就労の形態。一般の方と同様の形で働く一般雇用と、障がいがあることを前提として働く障がい者雇用とがある。一方、福祉的就労は、病気や障がいにより一般就労が難しい場合に福祉的支援を受けながら働く就労の形態であり、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型等)を利用するものである。

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援が日常的に必要な子ども。

< か行 >

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、あらゆる障がいや困難ケースに対応した専門的・総合的な相談業務を行う機関。障害者総合支援法に基づき、市町村が設置または委託することができる。東濃圏域では東濃5市が連携して東濃基幹相談支援センターの枠組みを整備し、平成31(2019)年4月から東濃圏内の6箇所の相談支援事業所に運営を委託している。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な障がい者や認知症高齢者などに代わって、援助者などが代理として、その人の権利を守ること。

< さ行 >

指定難病

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいて厚生労働大臣が指定する疾患。原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とする難病のうち、患者数が人口の0.1パーセント程度以下で、客観的な指標による一定の基準が定まっているもの。国の医療費助成制度の対象となる。

社会的障壁

障がい者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。18歳以上の身体障がい者を対象とした更生医療、18歳未満の身体障がい児を対象とした育成医療、通院による精神医療を継続的に要する者を対象とした精神通院医療の3つの区分がある。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組み。家庭裁判所に申し立てをして選任された後見人等が、財産管理や契約手続き等を支援することにより、財産や権利を守り、不利益を被ることを防ぐ。

< た行 >

地域生活支援拠点等

障がい者が地域で安心して生活できる支援体制を整備するもの。緊急時の相談支援体制や受入体制を確保するとともに、施設・親元からグループホーム・ひとり暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保する。障害者支援施設等の社会資源の数が限られている中、東濃圏域においては地域における複数の事業所が分担して機能を担う「面的整備型」で整備することとし、東濃5市が連携して継続的に協議を進めている。

地域総合支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。障害者総合支援法において地方公共団体に対して設置努力義務が定められている。本市は全体会と専門部会(相談支援部会兼運営事務局会議・子ども部会・就労部会)で構成している。

中核機関

権利擁護支援を必要とする人を適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の仕組みにおいて、中核的な役割を果たす機関。司令塔機能・事務局機能・進行管理機能により、地域における連携・対応強化を継続的に推進する役割を担う。東濃圏域では、東濃5市が連携して中核機関の設置に向けた継続的な協議を行っている。

特別支援学級

学校基本法に基づき、小学校・中学校・高等学校または中等教育学校内に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。

特別支援学校

学校基本法で規定された心身障がい児を対象とする学校。幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする。

東濃圏域

東濃圏域は、多治見市、瑞浪市、土岐市の東濃西部地域と、中津川市、恵那市の東濃東部地域を含む5市からなり、面積は1,562.82km²で県全体の14.7%を占めている。

< は行 >

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

パブリックコメント

基本的な政策等の策定にあたり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表するもの。

ピアサポート

同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支え合うこと、障がいのある子どもの家族会など自助グループの一つの目的でもある。ペアレント・トレーニングは意図してピアサポートを行わないが、クローズド・グループでプログラムが実施されることで、ピアサポートの雰囲気生まれる。

福祉医療

乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障がい者・一部の精神障がい者に対し、医療費の保険診療にかかる自己負担額を助成する制度。

ペアレントトレーニング

グループの中で他の親との出会い、自分の子育ての悩みを語ったり、それぞれの子どもに応じた具体的なかわり方や環境調整の工夫を学んだり、子どもとともに成長していく場を提供するプログラム。さらに、ペアレント・トレーニングをきっかけとして地域の親の会やペアレント・メンターによる支援につながっていくことで、ライフステージを通じた地域での親支援が可能になっていく。

ペアレントプログラム

子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。厚生労働省が推進する発達障害者支援策の一つで、各自治体での実施が呼びかけられている。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる人。

放課後児童クラブ

保護者が労働などの事情により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって指導員が行う保育のこと。

< ら行 >

療育

心身に障がいをもつ児童に対して、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画

発行／瑞浪市（令和3（2021）年3月）

編集／瑞浪市民生部社会福祉課

〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL：（0572）68-2113 FAX：（0572）68-0294

■ 障がい者に関するマークの一例



**障害者のための
国際シンボルマーク**
公益財団法人日本障害者
リハビリテーション協会

障がい者に配慮された建物、施設であることを表す世界共通のマーク。すべての障がい者を対象としたもので、車椅子使用者に限定したものではありません。駐車場やトイレ等でこのマークを見かけたら、障がい者の利用についてご理解ご協力をお願いします。



ヘルプマーク
岐阜県他

援助や配慮が必要なことを周囲に知らせるためのマーク。義足、人工関節、内部障がい、難病、妊娠初期等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



ハート・プラスマーク
特定非営利活動法人
ハート・プラスの会

身体内部に障がいがある人を表しています。心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能の障がいは外見からは分かりにくいものです。心臓ペースメーカーを装着している方、優先席・優先駐車場・利用しやすいトイレを必要としている方がいます。



オストメイトマーク
公益社団法人
日本オストミー協会

オストメイトとは人工肛門・人口膀胱を保有する方のことです。このマークが表示されているトイレは、排泄物の処理、ストーマ装具の交換・装着、皮膚・衣服・使用済み装具の洗浄等ができる設備が整い、オストメイトが利用しやすいトイレであることを示しています。



**白杖 SOS シグナル
普及啓発シンボルマーク**
岐阜市

白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS シグナルを発している視覚障がい者を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという運動の普及啓発シンボルマーク。駅のホームや路上で危険に遭遇しそうな場合は SOS シグナルを示していなくても声かけをお願いします。



**盲人のための
国際シンボルマーク**
社会福祉法人
日本盲人福祉委員会

視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備、機器等に付けられている世界共通のマーク。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍・印刷物等で見かけます。このマークを見かけたら、視覚障がい者の利用について配慮をお願いします。



ほじょ犬マーク
厚生労働省

身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク。店舗の入口等に貼られています。身体障害者補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬のことをいいます。公共施設や交通機関はもちろん、デパート、スーパー、ホテル、飲食店等でも補助犬が同伴できます。



障害者雇用支援マーク
公益財団法人ソーシャル
サービス協会 IT センター

障がい者の就労を応援する企業や団体等がホームページや広告物等に表示するマーク。障がい者雇用を積極的に行っている企業や行いたいと思っている企業がどこにあるのかをわかりやすくし、企業側と障がい者の橋渡しを目指したものです。



身体障害者マーク
警察庁

手や足等に障がいがある方が運転する車に表示するマーク。表示は努力義務。危険防止のためのやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みをした運転者は、道路交通法違反の規定により罰せられます。



聴覚障害者標識
警察庁

音が聞こえない、聞こえにくい等の障がいがある方が運転する車に表示するマーク。表示は義務。危険防止のためのやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みをした運転者は、道路交通法違反の規定により罰せられます。



耳マーク
一般社団法人全日本難聴者・
中途失聴者団体連合会

音が聞こえない、聞こえにくい等の障がいがあることを表すマーク。市役所・病院等の窓口でも表示し、聴覚に障がいのある方が利用しやすい環境づくりに努めています。口元を見せてはっきり話す、筆談をする等、コミュニケーション方法に配慮をお願いします。



ヒアリングループマーク
一般社団法人全日本難聴者・
中途失聴者団体連合会

ヒアリングループ(磁気ループ)の設置施設・対応機器であることを表すマーク。ループアンテナ内では補聴器・人工内耳装用者が目的の音・声だけを正確に聞き取ることができます。ホール・会議室・窓口・タクシー等に設置し、難聴者・高齢者の聞こえを支援します。



**ぎふ清流
おもいやり駐車場**
岐阜県

公共施設や商業施設などに、車椅子利用者用駐車区画に加えて、歩行困難者が利用可能なプラスワン区画用駐車場を新たに設け、この駐車場を利用できる人に利用証を交付することで、不適正な利用を防止する制度です。